

Title	特許権の消尽に関する米国連邦最高裁Impression事件判決
Sub Title	Impression Products, Inc. v. Lexmark Intern., Inc. 137 S. Ct. 1523 (2017)
Author	小泉, 直樹(Koizumi, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2018
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.40 (2018. 2) ,p.163- 175
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	原田國男教授・三上威彦教授・六車明教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20180222-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特許権の消尽に関する米国連邦最高裁 Impression 事件判決

小 泉 直 樹

- 1 本判決の意義
- 2 事実及び判旨
- 3 論点

1 本判決の意義

2017年5月30日、米国合衆国連邦最高裁 Impression Products, Inc.v. Lexmark Intern., Inc., 137 S.Ct. 1523 (2017) 判決（以下「Impression 判決」）は、原審である連邦巡回控訴裁判所（CAFC）判決を破棄し、特許権の消尽（exhaustion）に関し、第一に、特許権者が、特許製品の購入者との間で再販売等の禁止を合意したうえで特許製品を販売した場合であっても、特許権は消尽する、第二に、特許権者の同意に基づいて特許製品が国外で販売された場合にも、消尽が認められる（国際消尽）との判断を下した。

特許権の消尽とは、特許権者によって特許製品が販売された場合、当該特許製品について特許権はその目的を達し、当該特許製品のその後の使用、販売についてはもはや特許権の効力は及ばないとする法理であり、判例法上古くから認められてきたものである。

Impression 判決は、消尽をめぐるこれまで議論されてきた重要論点について、

明快な判断を示すものとして意義がある。事案は、使用済みのプリンタ用トナーカートリッジのリサイクル品の販売等に関するものである。

2 事実及び判旨

(1) 事実

原告特許権者 Lexmark 社（以下「L社」）は、レーザープリンター用トナーカートリッジに係る本件特許権を有し、特許製品であるカートリッジを製造し国内外の顧客に販売している。L社の顧客は、定価で制約条件のないカートリッジを購入するか、ディスカウント価格で販売される「返却プログラム」（カートリッジの利用は一回に限られ、L社以外の第三者へのカートリッジの譲渡は禁止される旨の契約書にサインする）付のカートリッジを購入するかを選択する。一方、被告 Impression 社（以下「I社」）は、返却プログラム用を含むL社の使用済みカートリッジを米国内外で入手し、リフィルして輸入・販売している。L社は、I社による①米国内で販売された「返却プログラム」カートリッジの再生品、②米国外で販売された制約条件無しのカートリッジの再生品及び「返却プログラム」カートリッジの再生品の輸入、販売は本件特許権を侵害するとして提訴した。L社は、ア. L社により国内で販売された返却プログラムのカートリッジについては、再利用再販売禁止が明確に禁止されている、イ. 海外で販売されたカートリッジの輸入については、定価販売品、返却プログラム品のいずれについても許諾は与えられていないと主張した。これに対しI社は、国内外を問わず、L社による販売によって、特許権は消尽していると反論した。一審（Lexmark v. Ink Techs, 9F.Supp.3d 830 [S.D. Ohio, 2014]）は、第一に、連邦最高裁 Quanta Computer, Inc. v.LG Electronics, Inc., 553 U.S. 617 (2008) 判決（以下「Quanta 判決」）によると、特許製品の販売後の制限が課されていても消尽の成立は妨げられないため、国内で販売された「返却プログラム」カートリッジについては消尽が成立するとして特許権侵害を認めなかった。

第二に、国外で販売されたカートリッジについては消尽を否定して特許権侵

害を認めた。理由としては、著作権について国際消尽を認めた連邦最高裁 *Kirstaeng v. John Wiley & Sons, Inc.*, 568 U.S. 519 (2013) (以下「*Kirstaeng* 判決」)。同判決については、奥邨弘司「米国外で適法に作成された著作物の複製物への権利消尽規定の適用」知的財産研究所・尾島明共編『アメリカの最高裁判例を読む—21世紀の知財・ビジネス判例評釈集』468頁〔知的財産研究所、2015年〕は、特許権には適用されない、とした。

原審 (*Lexmark v. Impression*, 816F.3d 721 [Fed. Cir. 2016]) は、大合議判決により、上記①②すべてのカートリッジについて消尽を否定し、特許権侵害を認めた(10対2)。

多数意見は、第一に、連邦巡回控訴裁判所の先例である *Maillinckrodt Inc. v. Medipart, Inc.*, 976 F.2d 700 (Fed. Cir. 1992) 判決 (以下「*Maillinckrodt*」判決) によると、特許権者が、有効かつ購入者に明確に伝達された一回限りの使用かつ転売禁止条件付で特許製品を販売したときは、当該販売によって買手やその後の転得者は、再販売の権原を取得しない (消尽は成立しない) とした。なお、CAFC は、*Maillinckrodt* 判決は、同判決後に下された *Quanta* 判決後も先例性を失っていないと述べている。

第二に、連邦巡回控訴裁判所の先例である *Jazz Photo Corp. v. ITC*, 264 F.3d 1094 (Fed. Cir. 2001) 判決 (以下「*Jazz* 判決」)。同判決については、今泉俊克「消尽論に関する CAFC 判決: *Jazz v. ITC*」*パテント* 55 巻 3 号 10 頁 [2002 年]) によると、たんに特許製品の国外における販売を特許権者が許諾したというだけでは、購入者は当該製品をアメリカに輸入し、販売することを許諾されるものではない。なお、CAFA は、*Kirstaeng* 判決は、同様の法理が特許にも及ぶかについては明言していないため、特許製品が国外で販売された場合については、依然として *Jazz* 判決が先例となると述べている。

原審判決に対し、I 社が裁量上訴の申立てを行ったのが本件である。

司法省のアミカブリーフは、第一に、*Maillinckrodt* 判決は誤った法解釈を採用しており、後の *Quanta* 判決によって暗黙裡に破棄されているため、特許製品の販売の際に販売後の制限が付されていたとしても、特許権は消尽すると述

べている。

第二に、Jazz 判決は Kirstaeng 判決により少なくとも一部変更されており、また、本件と関連する連邦最高裁の判例である Boesch v. Graff, 133 U.S. 697 (1890)（以下「Boesch 判決」）は、国外での販売について特許権者又は実施権者が販売していない事例であり、本件とは事案を異にする。本件のように、特許権者または実施権者により国外で販売された事例については、特許権者が国外で明確に特許権を留保しない限り、特許権は消尽すると解するべきであるとしている。

(2) 判旨

破棄差戻し。Roberts 判事法廷意見。

①判旨第 1 点（再販売等禁止条項によって消尽の成立は制限されない）

L 社の「返却プログラム」カートリッジについて、L 社は右カートリッジを販売した時点で特許権を用い尽くしている（exhausted）。一回限りの使用限定及び再販売の禁止は明確であり契約法上はエンフォース可能であるが、当該制限は、L 社に、販売済みの特許製品についての特許権を保持する権原を与えるものではない。

消尽は特許法 154 条 a によって特許権者に与えられた排他権を制限するものであり、160 年以上前から存在する（Bloomer v. MaQuewan, 14 How. 539 [1853]）。この制限は自動的に働くものであり、特許権者が特許製品を販売することを選択すると、当該製品はもはや独占権の領域を外れ、購入者個人の財産となる。特許権者は製品の価格を定め購入者と契約交渉することは自由であるが、製品の所有権が購入者に移った後は、特許権によって使用や処分をコントロールすることはできない。

このように確立された消尽の法理は、動産を譲渡した後の制限が禁止されるというコモンロー上の原理が特許権に優先する場面である。いったん特許権者が特許製品を販売すると、発明の利用に対する報酬を確保する機会はすでに確

保されている。消尽がコモンローの原理に遡るものであることについて、当裁判所は、すでに、Kirstaeng 判決において、著作権について明らかにしたところである。

また、再販売等禁止条項自体は有効に存在しても、特許権は消尽することについては、当裁判所が長く先例とするところである (Quanta 判決等)。Quanta 事件においては、ある技術系企業が、特許権者の許諾を受けて、マイクロプロセッサを販売したが、その際、購入者に、当該企業の製造に係る部品とともに当該プロセッサを使用することを義務づける契約がなされていた。ある買手が右の制限を無視したため、特許権者が提訴した。Quanta 判決は、この契約の有効性については詳論せず、特許権者の許諾を受けた販売により、当該特許製品は特許の独占権を外れ、特許権者は侵害訴訟を提起できない、と説示したところである。

②判旨第 2 点 (国際消尽論)

L 社によって国外で販売されたトナーカートリッジを I 社が米国に輸入する行為は特許権侵害とならない。国外における販売によって、国内における販売の場合と同様、特許権は消尽する。

すでに、著作権に関する Kirstaeng 判決において、最高裁は、国外において販売された複製物についても消尽が適用されると判示している。特許権についても同様である。

特許権の効力が米国内に限定されていることはこのような解釈の障害とならない。たしかに、特許権者は国外における製品の販売によって国内におけるのと同額を得ることはできないかもしれないが、特許法は (特許権者に、特許製品の販売について) 一定の価格を保証するものではない。特許独占の域外へ出で行くすべての製品について一回限りの報酬を特許権者に確保するものである。特許権の国際消尽に関する唯一の先例である、125 年以上前に下された Boesch 判決は、国外での販売について特許権者が許諾を与えていない場合に、特許権は消尽しないと断ずる事案であり、本判決とは事案が異なり、矛盾するものでは

ない。

司法省は法廷の友として、外国での販売によって特許権者が明示の権利留保を行わない限りにおいて特許権は消尽すると解釈すべきであるとして下級審の先例を引くが、採用できない。1890年代に、2件の巡回裁判所の裁判例（*Dickerson v. Tinling*, 84 F.192 [CA8, 1897] , *Dickerson v. Matheson*, 57 F.524 [CA2, 1893]）が、たしかに、国外での販売について、特許権者は権利を留保できると説示しており、その後、数件右判決を引用するものがある。一方、2001年に、CAFCは、*Jazz* 判決で、特許権者が明確に留保していた場合にも、国外での販売によって特許権は消尽しないとの包括的なルールを採用した。このように、本判決前の裁判例はわずかでありしかも一貫しておらず、特許権者は国外での販売において権利を留保できるとの期待を抱かせるものとはいえない。

消尽は、販売における特許権者と購入者の期待に基づくものではなく、販売によって、特許権者は対価と引き換えに当該製品の権原を放棄することを決断することにより生ずるのである。販売の場所の内外は消尽についての結論を左右しない。重要なのは、販売を行うという特許権者の決断なのである。

国際的消尽について、Ginsburg 判事の反対意見がある。特許権の効力は領域内に限られており、外国で特許権を取得するためには、別途特許出願を行う必要がある。特許権の内容も国ごとに異なる。国外での販売は米国特許制度とは独立に行われるものであり、外国での販売が米国特許権を消尽させるという解釈は理解できない。著作権に関する *Kirstaeng* 判決を直ちに特許権に及ぼすことも適切ではないとするものである。

3 論点

(1) 消尽の根拠及び契約による制限

① *Impression* 判決は、消尽の法理は、動産を譲渡した後の制限が禁止されるというコモンロー上の原理が特許権に優先する場面であり、いったん特許権者が特許製品を販売すると、発明の利用に対する報酬を確保する機会はすでに確

保されていると述べている。消尽がコモンローの原理に遡るものであることについては、すでに、Kirstaeng 判決において、著作権について述べられていたところであるが、特許権にも同様の理が及ぶとされた点に特徴がある。その際、判決は、1628年のイギリス・クック卿のイギリス法提要（Coke, Institutes of the Laws of England）の一節を引くなど、一般法との関連が強調され、格調が高い。

一方、Impression 事件の原審は、前記法理はある時代のコモンロー国の一般的法理にすぎない、と位置づけていた。原審について、最高裁は、「尊ぶべき法原理を軽んじるもの」とであると批判している。

最高裁が、国外で特許製品が譲渡された場合に特許権が消尽するとの解釈を採用する場面においても、コモンローの原理が同様にあてはまるとしていることについては、説明不足であるとの批判がある。アメリカ特許法学の大家であるチザム教授は、「土地や牛に関する17世紀のイングランド法が、なぜ国際的なハーモナイズを欠いた21世紀の国際特許制度に適用されるのか満足のいく説明がない」と困惑を隠さない。（Donald Chisum and Janice Mueller, *Impression Products : Domestic and International Exhaustion as an “Unwritten Limit” on Patent Rights*, Chisum Patent Academy, May 30, 2017）。

さらに、消尽の根拠について、Impression 判決は、一つの事例を挙げて説明している。中古車を再生して販売する店は、持ち込まれた車の修理や再販売を行っても大丈夫であるから成り立っている。車の数千の部品を製造する会社が最初の販売後も特許権を保有していたら円滑な取引は失速（sputter）してしまうであろう。特許権を最初の販売以降に及ぼすことは取引を鈍らせることになる。上記のように、Impression 判決は、消尽の根拠として、コモンローの販売後の制限の禁止、最初の販売によって発明の利用に対する報酬を確保する機会は確保されていること、特許権を及ぼすことによる円滑な取引の阻害のおそれ、の三者に言及している。

消尽の根拠について多面的な説明を行う点では、わが国の最高裁 BBS 判決（最判平成9・7・1民集51巻6号2299頁）も類似する。すなわち、同判決は、「(1) 特許法による発明の保護は社会公共の利益との調和の下において実現さ

れなければならないものであるところ、(2) 一般に譲渡においては、譲渡人は目的物について有するすべての権利を譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していたすべての権利を取得するものであり、特許製品が市場での流通に置かれる場合にも、譲受人が目的物につき特許権者の権利行使を離れて自由に業として使用し再譲渡等を行うことができる権利を取得することを前提として、取引行為が行われるものであって、仮に、特許製品について譲渡等を行う都度特許権者の許諾を要するということになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、特許製品の円滑な流通が妨げられて、かえって特許権者自身の利益を害する結果を来し、ひいては「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」（特許法一条参照）という特許法の目的にも反することになり、(3) 他方、特許権者は、特許製品を自ら譲渡するに当たって特許発明の公開の対価を含めた譲渡代金を取得し、特許発明の実施を許諾するに当たって実施料を取得するのであるから、特許発明の公開の代償を確保する機会は保障されているものといえることができ、特許権者又は実施権者から譲渡された特許製品について、特許権者が流通過程において二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである。」と述べている。

ただし、Impression 判決が、購入者が特許製品の所有権を取得することの効果として、あるいはコモンローの原則が特許法に優先するとストレートに説明するのに対して、BBS 判決は、所有権移転の効果としてではなく、あくまで特許法の解釈として消尽の成立を位置づけようと試みているという違いがある。

なお、BBS 判決は、特許権者が最初の販売の際に再販売について禁止等の特約をなした場合の消尽の成否については明確に述べていないが、同判決が、特許製品が国外で販売された場合の特許権の行使の要件について述べる段において、特許権者による特許権の留保の余地を認めていることとの対比で、国内の販売については、特約が存在しても、消尽は成立すると想定されていると理解される。

②最高裁と原審との違いは、消尽の特許法上の位置づけ、さらに、契約によ

る制限の許否にも影響する。

原審は、消尽について、特許権者の許諾なく無権原で特許発明を実施することを特許権侵害と規定する特許法 271 条 a に関連する法理と位置づけている。原審によると、消尽は、特許権者による特許製品の販売により、購入者による使用、販売についての許諾を与えたものと推定する (presumptively grants authority) デフォルトルールにすぎず、特許権者が明確に権利を留保した場合は覆るものにすぎない。

原審の上記の考え方を、最高裁は、「はなから間違っている (it got off on the wrong foot)」と手厳しく批判し、消尽は、特許権の効力に関する特許法 154 条 a に関わる制限であるとする。

(2) ライセンス方式による迂回の可能性

Impression 判決は、特許権者が販売ではなく販売制限付のライセンスを選択した場合、特許権の行使は許容されるとして、次のような例を挙げる。

コンピュータの開発企業が製造企業に対し、特許製品の製造ライセンスと、個人による非商業的利用向けに限定した販売ライセンスを供与したとする。ライセンシーが上記制限に違反して商業的利用向けに特許製品を販売した場合、特許権者はライセンシーを特許権侵害で訴えることが可能となる。さらに、右制限を悪意で破った購入者についても、特許権侵害が成立する (General Talking Pictures Corp. v. Western Elec. Co., 305 U.S.124 [1938])。

これに対して原審は、特許権者が販売ではなくライセンスを選択した場合に、特許権を行使することが可能であるのであるから、(最高裁のように)、販売制限特約を付して特許権者が特許製品を販売した場合について消尽を認め、特許権行使を防止する意味は乏しいとして、販売制限が付された場合には消尽の成立を否定する解釈を採用した。

この点について、最高裁は、ライセンスについては、コモンロー上の販売後の制限の禁止の法理の対象外であり、購入者に所有権を取得させるものではない点で異なるのであり、ライセンスに付された条件違反の場合にのみ特許権侵

害と解することに問題はない、と原審を批判している。

日本法上、ライセンス契約に違反する行為が特許権侵害になるかについて、大阪高判平成15・5・27平成15年（ネ）320号（育苗ポット事件）は、その違反が特許権侵害となる特許法78条2項にいう「設定行為で定めた範囲内」の制限とは、時間的制限、場所的制限、内容的制限があるとしたうえで、内容的制限の例として、特許法2条3項が定める生産、使用、譲渡等の実施態様のうち一つ又は複数に制限する場合、複数の分野の製品に利用できる特許について分野ごとに制限する場合を挙げている。ライセンシーに特許製品の一回限りの使用、販売禁止を義務付ける制限は、上記の内容的制限に該当し、その違反は特許権侵害になると考えられる。特許法専攻のスタンフォード大学ケレット准教授は、今後は、特許権者は販売ではなくライセンスという形で取引を行うようになり、顧客との契約条件において、転売禁止付の販売ではなく、再販売禁止特約付きの無期限ライセンスという形を採用するであろうと述べている。その際、販売かライセンスかの認定については、著作権の分野の先例である *Vernor v. Autodesk, Inc.*, 555 F.Supp.2d 1164 (W.D.Wash. 2008) が、ライセンスである旨の表示があり、ユーザーによる複製物の譲渡が明確に制限されている、顕著に利用制限を課しているといった事情が認められる場合には、ユーザーは複製物の所有者ではなくライセンシーにすぎない、と判断しているのが参考になると指摘する。

なお、最高裁は、特許権者がライセンシーを通じて販売を行った場合については、当該製品の購入者に対して販売制限が課されていたとしても、特許権は消尽すると付記している。

(3) 本判決の市場への影響

今回の判決がビジネスに与えるインパクトについて、特許制度の経済分析を得意とするスタンフォード大学レムリー教授は、「(本判決により) 中古品を改造し、修理し、再販売するいかなる者も、特許権侵害のクレームから守られることになろう。この判決はまた、製造業者が消費者に、正規品だけを購入する

ことを強制できなくするであろう。判決は消費者にとっては有利である。小売価格を下げる効果を持つだろう」とコメントしている (Supreme Court Rules Patent Laws Can't Be Used to Prevent Reselling, NYT May 30, 2017)。これに対し、アメリカ特許法学の大家であるチザム教授は、今回の判決によって、アメリカの特許権者は外国での製品の販売を控えるため、(安価な外国製品の入手が困難となる結果) 長期的にはかえってアメリカの消費者を利しない面もあるのではないかと示唆している (Donald Chisum and Janice Mueller, Impression Products : Domestic and International Exhaustion as an "Unwritten Limit" on Patent Rights, Chisum Patent Academy, May 30, 2017)。

(4) 日本企業へのインパクト

同じく使用済みプリンタ用インクカートリッジのリサイクル品に対する特許権の行使が問題となった事案において、わが国最高裁は次のように述べている。「我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において特許製品を譲渡した場合においては、特許権者は、譲受人に対しては、譲受人との間で当該特許製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意をした場合を除き、譲受人から当該特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者に対しては、譲受人との間で上記の合意をした上当該特許製品にこれを明確に表示した場合を除いて、当該特許製品について我が国において特許権を行使することは許されないものと解される」(最判平成 19・11・8 民集 61 卷 8 号 2989 頁 [インクタンク事件])。

要するに、わが国特許法の解釈においては、特許製品が国外において販売された場合、特許権者には、「合意」「明確な表示」を行うことにより特許製品のその後の転得行為に対し特許権の行使を留保する余地が認められている。

同判決は、最判平成 9・7・1 民集 51 卷 6 号 2299 頁 (BBS 事件) を引用しているところ、BBS 事件の調査官解説は、「英国、米国の判例は、……特許権者が特許製品を拡布する際に留保を付することにより、国内において特許権に基づく差止請求を行使する余地を認めている」「(BBS 判決は) 英国判例における

黙示的許諾論ないし米国判例における所有権行使論に近い見解により、特許権者による権利行使を制限すべきことを明らかにしたものである。」（三村量一・ジュリスト 1136 号 101 頁〔1998 年〕）との理解を示していた。

このたびの Impression 判決は、特許製品が国外で販売された場合について特許権者による権利留保の余地を認めてきた連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の裁判例を覆し、新たな解釈を示したものであり、BBS 判決当時わが国最高裁によって同判決の解釈に「近い」とされた「米国判例」が一変したという点でも注目される。もとより、各国の特許法は独立であり（工業所有権の保護に関するパリ条約 4 条の 2）、米国特許法の解釈の変更は、わが国特許法の解釈に直接影響を与えるものではない。また、消尽（並行輸入）の問題については、最恵国待遇及び内国民待遇の規定を除き、TRIPs 協定の規定は適用されない。つまり、TRIPs 協定国は消尽の処遇について各国自由に定めることができる。同協定の成立交渉に当たり、並行輸入を許容すべきであるとする途上国側と、禁止すべきであるとする先進国とりわけアメリカ合衆国の産業界の意見が鋭く対立し、結局 TRIPs 協定において積極的なルールを定めるにいたらなかったことによるものである。

とはいうものの、アメリカ法の解釈の大転換は、アメリカ企業だけでなく、アメリカとの取引を行う日本を含む外国企業の国際戦略、ライセンスビジネスに大きな影響を与えるおそれがある。Impression 判決の下では、たとえば、日本企業がアメリカ特許権を有している場合、当該特許の実施品を中国で生産、販売した後は、当該製品がアメリカに輸入されることについて、もはやアメリカ特許権に基づき差止め等を行うことは許されない。

連邦巡回控訴裁判所は 1982 年に設立され、特許や関税などの特定分野における事件を管轄する裁判所である。厳密には特許事件のみを扱う裁判所ではないが、その主要な任務は特許分野の判例統一にあり、設立以来数多くの裁判例を通じて実務をリードしてきた。ところが、最近、同裁判所の判決が最高裁において見直される例が増えている。Impression 判決は、特許法における消尽の位置づけの見直しを迫り、また、コモンローの法理を持ち出すなど、定着しつ

つあった連邦巡回控訴裁判所の消尽に関するルールを全面的に上書きするものであり、本判決を受けた今後のライセンスビジネスの動向が注目される。

本判決については、鈴木将文「WLJ判例コラム特報第112号 米国特許権に係る国内消尽と国際消尽について判断した連邦最高裁判決」(2017年)、前川有希子「米国特許権消尽」AIPPI 62巻9号880頁(2017年)がある。

* * *

六車明先生とは、同じ南館10F研究室の住人同士のよしみで、しばしばランチをご一緒させていただいた。昼時ゆったりとした萬來舎で、穏やかな笑みを浮かべられながら、しかし、ときおり、環境法専攻の研究者、そして元裁判官としての双方のお立場から鋭い箴言を口にされた。とくに、話題が(裁)判例、裁判官の指向などに及ぶ際、先生の真骨頂が発揮され、目から鱗ということが何度もあった。恩師である。先生の研究室には、いわゆる純粹未修の社会経験を有する学生として希望を抱いて入学しながら、修了後もなかなか成就できず苦闘している元学生たちが口コミで自然発生的に集まっていた。面倒見の良い先生は、彼らには法学の基本的な考え方がいまだに身に着いていないとこぼされつつ、辛抱強く救済された。法科大学院は実務と学問の架橋の場となることを当初の志としていた。先生こそまさにそれを実践された方であると思う。

先生、お疲れ様でした。そして、ありがとうございました。これからもお元気で活躍ください。